この保険のあらまし 補償内容

【おかやの自転車保険にご加入の皆さま】
ご加入証書（代理店証明書）をお受け取りいただき、ご加入者ごとで手続きになる方は、ご加入証書（代理店証明書）の内容をご確認ください。
「加入証書」は、ご加入者ごとに発行されます。

【加入者ごとに加入以外の保険期間（保険の開始日から5月1日）以降は、ご加入者ごとに「ご加入証書」を発行します。
ご加入者ごとに手続きされる方は、ご加入証書（代理店証明書）の内容をご確認ください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品名称	［プラン0・1・2］ こども自転車賠償責任保険（自転車賠償責任保険付帯） （愛称：自転車あんしん保険）
保険期間	1年間 （毎年5月1日～翌年5月1日） ※最終保険期間は、1年間未満となる場合があります。
申込期限	毎年5月1日、15日の年前の応当日 ※最終保険期間は、1年間未満となる場合があります。
申込方法	新規：2023年5月1日～2024年1月25日 継続：毎年5月1日～翌年1月25日
最終保険期間	2023年5月1日～2024年1月25日
最終申込期限	2023年4月15日
販売地域	全国（北海道・沖縄・離島を除く）
販売代理店	株式会社ジャパンインシュアランス（以下「当代理店」） （代理店コード：[illegible]）
保険会社	［プラン0・1］東京海上日動火災保険株式会社 ［プラン2］東京海上日動火災保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 （以下、「当保険会社」） ※当保険会社は、保険契約者（以下「ご契約者」）と被保険者（以下「ご加入者」）との間に入って、保険契約の締結・保険金の支払等を行います。
保険の種類	［プラン0・1］傷害保険（ケガ） ［プラン2］傷害保険（ケガ）、賠償責任保険（他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害） ※ご加入者（被保険者）が、ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受け取ることはできません。	ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金は、賠償責任保険（他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害）に対する保険です。
保険金等の支払方法	ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金は、ご加入者（被保険者）ご本人に直接お支払いします。 賠償責任保険の保険金は、ご加入者（被保険者）が法律上の責任を負うことによる損害に対する保険金を、ご加入者（被保険者）に代わって、当保険会社から直接被害者に支払います。	賠償責任保険の保険金は、ご加入者（被保険者）が法律上の責任を負うことによる損害に対する保険金を、ご加入者（被保険者）に代わって、当保険会社から直接被害者に支払います。
満期時の取扱	新規加入者の取扱 満期時に保険金がない場合（ケガに対する保険金） ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 満期時に保険金がある場合（ケガに対する保険金） 満期時に保険金がある場合、ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 継続加入者の取扱 ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。	満期時に保険金がない場合 満期時に保険金がある場合 継続加入者の取扱 ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。
満期時の取扱	他の加入保険商品への乗換等を加入する方へ WEB入付手続きをしてください。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。	他の加入保険商品への乗換等を加入する方へ WEB入付手続きをしてください。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることなく、満期を迎えます。

補償内容（保険金をお支払いする場合と お支払いできない場合）

賠償責任、自転車に乗っている方が、ケガの原因となった相手方（以下「他人」）にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。

補償内容	傷害保険（ケガ） 日本国内において、自転車の移動、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中に、ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 賠償責任保険（ケガ） 日本国内において、自転車の移動、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中に、ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （1）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （2）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （3）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （4）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （5）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （6）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （7）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （8）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （9）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （10）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （11）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （12）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （13）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （14）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （15）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （16）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （17）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （18）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （19）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （20）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （21）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （22）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （23）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （24）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （25）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （26）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （27）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （28）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （29）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （30）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （31）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （32）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （33）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （34）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （35）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （36）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （37）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （38）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （39）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （40）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （41）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （42）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （43）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （44）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （45）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （46）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （47）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （48）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （49）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （50）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （51）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （52）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （53）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （54）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （55）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （56）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （57）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （58）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （59）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （60）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （61）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （62）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （63）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （64）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （65）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （66）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （67）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （68）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （69）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （70）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （71）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （72）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （73）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （74）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （75）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （76）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （77）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （78）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （79）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （80）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （81）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （82）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （83）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （84）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （85）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （86）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （87）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （88）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （89）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （90）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （91）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （92）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （93）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （94）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （95）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （96）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （97）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （98）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （99）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （100）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。	傷害保険（ケガ） 日本国内において、自転車の移動、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中に、ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 賠償責任保険（ケガ） 日本国内において、自転車の移動、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中に、ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 ※ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （1）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （2）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （3）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （4）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （5）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （6）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （7）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （8）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （9）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （10）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （11）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （12）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （13）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （14）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （15）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （16）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （17）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （18）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （19）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （20）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （21）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （22）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （23）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （24）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （25）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （26）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （27）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （28）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （29）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （30）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （31）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （32）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （33）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （34）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （35）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （36）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （37）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （38）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （39）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （40）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （41）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （42）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （43）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （44）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （45）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （46）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （47）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （48）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （49）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （50）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （51）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （52）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （53）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （54）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （55）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （56）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （57）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （58）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （59）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （60）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （61）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （62）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （63）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （64）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （65）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （66）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （67）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （68）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （69）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （70）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （71）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （72）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （73）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （74）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （75）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （76）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （77）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （78）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （79）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （80）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （81）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （82）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （83）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （84）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （85）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （86）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （87）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （88）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （89）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （90）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （91）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （92）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （93）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （94）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （95）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （96）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （97）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （98）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。 （99）ご加入者（被保険者）が、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりして、法律上の責任を負うことによる損害に対する保険です。 （100）ご加入者（被保険者）ご本人のケガに対する保険金を受取ることはできません。

（1）賠償責任保険
（2）賠償責任保険

用語のご説明

用語	傷害保険（ケガ） 賠償責任保険（ケガ） （1）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （2）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （3）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （4）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （5）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （6）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （7）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （8）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （9）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （10）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （11）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （12）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （13）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （14）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （15）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （16）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （17）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （18）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （19）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （20）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （21）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （22）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （23）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （24）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （25）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （26）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （27）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （28）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （29）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （30）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （31）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （32）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （33）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （34）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （35）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （36）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （37）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （38）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （39）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （40）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （41）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （42）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （43）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （44）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （45）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （46）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （47）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （48）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （49）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （50）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （51）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （52）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （53）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （54）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （55）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （56）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （57）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （58）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （59）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・目的地での日常生活（通勤・通学を除く）中であること。 （60）ケガの原因が事故の発生時、移動中または移動・